

議案第 29 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5 千円」を「33 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた市川市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（公務災害補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の市川市消防団員等公務災害補償条例の規定により支払わ

れた葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）は、新条例の規定による葬祭補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。